
令和3年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

令和3年2月26日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和3年2月26日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第7号 | 令和3年度対馬市診療所特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第8号 | 令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第9号 | 令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第10号 | 令和3年度対馬市介護保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第11号 | 令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第12号 | 令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第13号 | 令和3年度対馬市水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第14号 | 対馬市部設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第15号 | 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第16号 | 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第17号 | 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条
例 |
| 日程第12 | 議案第18号 | 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第19号 | 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第20号 | 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第21号 | 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第22号 | 対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並
びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第23号 | 対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改
正する条例 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第25号 | 第2次対馬市総合計画(後期計画)について |
| 日程第20 | 議案第26号 | 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について |

- 日程第21 議案第27号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(横浦地区)
- 日程第22 議案第28号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(横浦地区)
- 日程第23 議案第29号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (比田勝港湾)
- 日程第24 議案第30号 損害賠償の額の決定について
- 日程第25 議案第31号 権利の放棄について
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 令和3年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第8号 令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第9号 令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第10号 令和3年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第11号 令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第12号 令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第13号 令和3年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第14号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第15号 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第16号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第17号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条
例
- 日程第12 議案第18号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第19号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第20号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第21号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第22号 対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並
びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第23号 対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改

正する条例

- 日程第18 議案第24号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第25号 第2次対馬市総合計画（後期計画）について
- 日程第20 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第21 議案第27号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（横浦地区）
- 日程第22 議案第28号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
（横浦地区）
- 日程第23 議案第29号 港湾区域内公有水面の埋立てについて（比田勝港湾）
- 日程第24 議案第30号 損害賠償の額の決定について
- 日程第25 議案第31号 権利の放棄について
- 日程第26 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（19名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 坂本 充弘君 | 2 番 伊原 徹君 |
| 3 番 長郷 泰二君 | 4 番 春田 新一君 |
| 5 番 小島 徳重君 | 6 番 吉見 優子君 |
| 7 番 渕上 清君 | 8 番 黒田 昭雄君 |
| 9 番 小田 昭人君 | 10 番 山本 輝昭君 |
| 11 番 波田 政和君 | 12 番 小宮 教義君 |
| 13 番 齋藤 久光君 | 14 番 初村 久藏君 |
| 15 番 大浦 孝司君 | 16 番 大部 初幸君 |
| 17 番 作元 義文君 | 18 番 上野洋次郎君 |
| 19 番 小川 廣康君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- | | | | |
|------|---------|------|--------|
| 局長 | 阿比留伊勢男君 | 次長 | 國分 幸和君 |
| 課長補佐 | 梅野 浩二君 | 課長補佐 | 柚谷 智之君 |

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

配付しております議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第7号

日程第2. 議案第8号

日程第3. 議案第9号

日程第4. 議案第10号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第7号、令和3年度対馬市診療所特別会計予算から日程第4、議案第10号、令和3年度対馬市介護保険特別会計予算までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、松井恵夫君。

○健康づくり推進部長（松井 恵夫君） ただいま一括議題となりました議案第7号、令和3年度対馬市診療所特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,731万9,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によると定めております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により主な予算につきまして御説明いたします。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載のとおり4億5,731万9,000円で、対前年度比674万3,000円、1.5%の増でございます。これは令和2年4月から直営となりました佐賀診療所の診療収入、医薬材料費の増額が主な要因でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の診療収入を対前年度比0.9%増の2億2,854万円としております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等手数料の収入見込額を216万円としております。

3款県支出金1項県補助金へき地医療対策費補助金は、実績等を基に1,500万円を計上しております。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、対前年度比3.6%、601万6,000円減の1億6,266万4,000円を計上しております。

10ページから11ページをお願いいたします。

6款諸収入1項雑入は、予防接種、特定健診等収入を対前年比30.4%増の4,845万5,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページから13ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費に、3億3,664万5,000円を計上しております。主なものといたしましては、1節報酬に、医師及び看護師等会計年度任用職員報酬として1億6,240万6,000円を、10節需用費は、各診療所の光熱水費693万1,000円、修繕料328万2,000円など1,303万2,000円を、11節役務費は、通信運搬費173万1,000円、生化学検査手数料745万8,000円など1,167万8,000円を、12節委託料は、診療所への医師等派遣委託料、施設の保守・点検委託料など2,881万7,000円を、13節使用料及び賃借料に、診療所医事システム、派遣医師送迎タクシー借り上げ料など813万5,000円を、18節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営等補助金など1,132万5,000円を計上しております。

2款医業費1項医業費は、直営診療所の医療用器具リース料、医薬材料費など1億2,067万4,000円を計上しております。

なお、16ページから20ページにかけまして、給与費明細書を掲げておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第8号から議案第10号までにつきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第8号、令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の3ページを御覧願います。

令和3年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億1,900万円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を、5億3,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページから9ページを御覧願います。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等分を合わせまして8億71万8,000円を計上いたしております。

4款県支出金2項県補助金は、1目保険給付費等交付金として32億8,247万2,000円

を計上いたしました。

10ページから11ページをお願いいたします。

6款繰入金は、1項他会計繰入金として1目一般会計繰入金で、1節保険基盤安定繰入金、2節職員給与費等繰入金、3節出産育児一時金等繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金を合わせまして3億5,896万5,000円を、2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金として7,218万1,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

14ページから15ページを御覧願います。

1款総務費1項総務管理費は、主なものといたしまして、1目一般管理費で、11節役務費の通信運搬費、システム手数料及び12節委託料のシステム改修業務、3目医療費適正化特別対策事業は、月額会計年度任用職員の人件費などを合わせて、1項総務管理費に2,770万7,000円を計上いたしております。

16ページから17ページをお願いいたします。

2項徴税費は、18節負担金、補助及び交付金の納税組合交付金などで1,807万6,000円を計上いたしております。

2款保険給付費1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費など、合わせて27億5,208万1,000円を計上いたしました。

18ページから19ページをお願いいたします。

2項高額療養費は、4億5,029万1,000円の計上でございます。

4項1目の出産育児一時金は、50名分2,100万円を計上いたしております。

5項1目葬祭費は、1件当たり2万円で70件を見込み、140万円を計上いたしております。

20ページから21ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分合わせまして、11億7,444万4,000円を計上いたしております。

次に、23ページまで併せて御覧願います。

5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費及び特定健康診査の委託料、また負担金補助及び交付金として、人間ドックを受診されたときの助成として2万円を上限として、100名分200万円を計上いたしております。

24ページから27ページに、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第9号、令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

令和3年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,813万4,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

8ページから9ページを御覧願います。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせて2億4,032万8,000円を計上いたしております。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金を合わせまして1億5,730万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

12ページから13ページを御覧願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、2,923万2,000円を計上いたしております。主なものは、職員の人件費のほか、18節の広域連合事務費負担金1,529万円でございます。

2款後期高齢者医療広域連合給付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として3億6,830万1,000円を計上いたしております。

16ページから20ページに給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第10号、令和3年度対馬市介護保険特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

3ページを御覧願います。

令和3年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億3,286万6,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページから9ページを御覧願います。

1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等6億3,052万9,000円を計上いたしました。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に6億3,617万6,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金として3億8,550万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金と合わせまして10億2,055万7,000円を計上いたしております。

10ページから11ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金は、1目介護給付費負担金5億4,008万1,000円、2項県補助金は、4目介護予防事業及び5目包括的支援事業などに係る地域支援事業交付金として4,400万円を計上いたしました。

7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、職員給与費等繰入金のほか、4節の低所得者保険料軽減負担繰入金など合わせまして6億7,376万3,000円を、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として6,978万2,000円を計上いたしております。

12ページから13ページをお願いいたします。

9款諸収入2項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として、介護予防サービス計画費のほか、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費など3,240万円を計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

14ページから15ページを御覧願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員給与費などの人件費、一般事務費など5,865万円を計上いたしております。3項介護認定審査会費は、委員報酬、16ページから17ページを御覧願います。医師の意見書作成委託料など2,248万円を計上いたしております。2目認定調査等費は、会計年度任用職員の人件費、認定調査費委託料など1,437万8,000円を計上いたしております。5項1目計画策定委員会費は、委員会開催のための委員報酬などを計上いたしました。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金など合わせまして32億2,727万6,000円を計上いたしております。

18ページから19ページをお願いいたします。

2項1目介護予防サービス給付費は、9,066万4,000円を計上いたしております。3項その他諸費は、1目審査支払手数料として330万9,000円、4項高額介護サービス等費は8,207万3,000円、5項高額医療合算介護サービス費は1,044万1,000円、6項特定入所者介護サービス等費は2億51万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

20ページから21ページをお願いいたします。

8款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金など1億5,280万円を計上いたしております。2項一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、介護予防団体の助成金など1,088万1,000円を計上いたしました。

22ページから23ページをお願いいたします。

3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センター3か所の職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、12節委託料の生活支援コーディネーター事業委託料、18節対馬市社会福祉協議会出向職員4名分の給料など、派遣職員給与等負担金、認知症ケア向上研修助成金など、合わせて1億3,592万9,000円を計上いたしております。

24ページから25ページをお願いいたします。

2目任意事業費は、「認知症高齢者家族の集い」講師謝礼、権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など合わせて478万5,000円を計上いたしております。

4項その他諸費は、1目審査支払手数料2目介護予防サービス計画策定委託料合わせて1,289万8,000円を計上いたしております。

26ページから32ページに、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、議案第8号から議案第10号までの提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第5. 議案第11号

○議長（小川 廣康君） 日程第5、議案第11号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安徳君。

○中対馬振興部長（波田 安徳君） ただいま議題となりました議案第11号、令和3年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、

第1条第1項、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ4,097万9,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページの「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いいたします。

1款事業収入1項事業収入の238万3,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上しております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,555万1,000円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3款県支出金1項県補助金の388万7,000円は、赤字航路事業に対する県補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の1,905万7,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

5款財産収入1項財産運用収入は、基金利子1,000円。

6款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金10万円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページから13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費の2,429万1,000円は、職員、船員等の人件費、旅費及び日本旅客船協会等の負担金を計上しております。

2款施設費1項施設費の1,047万1,000円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運行委託料が主なものでございます。そのほか、旅客傷害保険料、船舶保険料等を計上しております。

3款公債費1項公債費の611万7,000円は、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金及び利子でございます。

また、4款1項に予備費を10万円計上しております。

14ページから15ページに給与費明細書、19ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第6. 議案第12号

日程第7. 議案第13号

○議長（小川 廣康君） 日程第6、議案第12号、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第7、議案第13号、令和3年度対馬市水道事業会計予算の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、立花大功君。

○水道局長（立花 大功君） ただいま一括議題となりました議案第12号、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第13号、令和3年度対馬市水道事業会計予算につきましては、水道局所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第12号、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めることによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,401万6,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページの「第1表歳入歳出予算」によるとするものでございます。

予算の概要の歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料269万4,000円は、下水道使用料。

3款繰入金1項他会計繰入金2,125万1,000円は、一般会計からの繰入金。

4款繰越金1項繰越金1,000円は、前年度繰越金。

5款諸収入1項雑入7万円は、下水道加入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費15万2,000円は、主に下水道使用料金の徴収業務委託料でございます。2目施設管理費829万3,000円は、集落排水処理施設の維持管理に係る費用でございます。

2款公債費1項公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。

12ページに、地方債に関わる調書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第13号、令和3年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。
予算書の3ページをお願いいたします。

第1条で、令和3年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、業務の予定量は、給水戸数を1万5,330戸、年間総配水量を416万8,040立方メートル、1日平均給水量を1万1,419立方メートルとするものでございます。

主要な建設改良事業は3億7,336万7,000円で、その内訳は、施設整備事業等で1億4,530万円、簡易水道基幹改良事業といたしまして、中央地区と三根地区の2つの簡易水道事業で2億2,806万7,000円を予定しております。

第3条で、収益的収入の予定額を第1款水道事業収益11億2,660万5,000円、収益的支出の予定額を第1款水道事業費用9億8,312万8,000円と定めるものでございます。

第4条で、資本的収入予定額を第1款資本的収入3億890万7,000円、資本的支出の予定額を第1款資本的支出6億7,047万2,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億6,156万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,630万6,000円、当年度分損益勘定留保資金2億963万3,000円、減債積立金4,496万6,000円、建設改良積立金8,066万円で補填するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条で、一般会計からの負担金の額を定め、第10条で、たな卸資産の購入限度額を800万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書、25ページから附属資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第12号、令和3年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第13号、令和3年度対馬市水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第7号から議案第13号までの7件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 議案第14号

日程第9. 議案第15号

日程第10. 議案第16号

日程第11. 議案第17号

日程第12. 議案第18号

日程第13. 議案第19号

日程第14. 議案第20号

日程第15. 議案第21号

日程第16. 議案第22号

日程第17. 議案第23号

日程第18. 議案第24号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、議案第14号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例から、日程第18、議案第24号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括議題となりました議案のうち、総務部所管分について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案第14号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、このたびの部設置条例の一部改正は、その配下にある課体制の見直しに伴うもので、その主な内容について先に御説明をいたします。

国は、本年9月のデジタル庁発足を決め、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することから、本市におきましても情報政策電子自治体を推進するため、総務部総務課内にICT推進室を新設いたします。

また、本市は、昨年7月にSDGs未来都市の選定を受けたことから、組織内の関連事業を加速化し統括するために、しまづくり推進部内にSDGs推進室を新設します。

また、農林水産部内に自然共生課を新設し、希少野生生物の保護及び啓発、有害鳥獣の駆除及び利活用を一体感を持って取組を進めます。その一方では、現在、国内におきましても順次、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されることから、主管する部署の組織見直しについては先送りを

いたしております。

以上が概要でございます。

それでは新旧対照表 2 ページを御覧ください。

第 2 条に定める部の分掌事務について、観光交流商工部の自然環境保護に関することを農林水産部へ移管し、農林水産部の農林水産業に関するもののうち、農道、林道、漁港及び漁場に関することを建設部へ移管いたします。

なお、附則で、施行日を令和 3 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 15 号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表 4 ページを御覧ください。

現行では、会計年度任用職員のうち月額で報酬を定める報酬職員が、自家用車で通勤する場合にのみ通勤に係る費用弁償を支給することと規定し、その通勤距離の上限を 35 キロメートルと規定をしております。バスなどの交通機関を利用して通勤する場合、35 キロメートルを超えて長距離通勤する場合においても、給料職員と同様に費用弁償の支給ができるよう改正するものでございます。

JET プログラム参加者として区分をしております外国語指導助手、国際交流員につきましても、通勤に係る費用弁償を支給できるよう併せて改正いたします。

さらに、現在、業務委託としております介護認定調査員を令和 3 年度から会計年度任用職員として任用することから、別表第 1 の行政職給料表に適用される職種に追加するよう改正をいたします。

なお、附則で、施行日を令和 3 年 4 月 1 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第 16 号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

新旧対照表の 7 ページ、8 ページを御参照ください。

今回の改正は、別表のうち漁港施設整備事業の事業種別について、国の補助事業の名称変更及び新規事業の追加等により、分担金対象事業の判断において事務遂行上不明瞭であるため、事業種別を係留施設整備事業、施設用地整備事業、急傾斜地整備事業の 3 事業に統一し改正するものであります。

なお、附則で、施行日を公布の日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） 一括上程となりました議案のうち、第17号、第18号は教育委員会所管の議案でございますので、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第17号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表は9ページから13ページでございます。

今回の改正は、厳原町内山にあります旧内山分校の教職員住宅の解体及び旧佐護小中学校教職員住宅を学校の用途廃止と合わせ、教育財産から普通財産へ移管したことにより、条例から削除しようとするものでございます。

対象となります教職員住宅は、新旧対照表で御説明しますと、9ページの別表中、現行の欄の番号1の項の2戸と12ページ、69項の3戸及び74、75項の1戸ずつ、77、78項の2戸ずつを削り、合わせましてこの番号の繰上げの改正を行うものでございます。

この改正により、教職員住宅は条例上、102棟172戸となります。

今後におきましても、普通財産へ移管できる空き教員住宅につきましては、市長部局と連携し活用を図ってまいりたいと考えております。

御理解いただきますようお願いいたします。

なお、附則で、施行期日を公布の日からとしております。

次に、議案第18号、対馬市体育施設の一部を改正する条例について御説明します。

議案書の13ページ、新旧対照表は14ページを御参照ください。

今回の改正は、学校の統廃合により廃校となります豊玉町小綱小学校の体育館につきまして、関係地区の皆様から社会体育施設として活用したいとの要望がございましたので、対馬市体育施設条例の一部を改正するものでございます。

別表第1中、名称及び位置として対馬市塩浦体育館の項の次に、対馬市綱島体育館、対馬市豊玉町小綱22番地を加えるものでございます。

この改正を行うことにより、地域住民の皆様の健康増進及び地域コミュニティの活性化に寄与できるものと考え、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和3年7月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第19号から議案第22号までにつきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第19号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表の15ページを御覧願います。

この条例は、令和2年4月1日より休園いたしておりました乙宮へき地保育所の廃止に関しまして同条例の一部を改正するものでございます。

同保育所につきましては、令和元年度の入所児童数が6名で、うち3名が卒園となり、新たな入所児童も見込めないため、令和2年度以降、集団において個々のこどもの特性を育むという基本的な保育方針にそぐわないなど、健全な保育環境が確保されないと判断し、当該保護者、関係区長、関係民生委員及び保育士との一致した見解の下、令和2年4月より休園といたしておりました。

その後、令和3年度以降の取扱いに関し、再度、関係者と協議を行い、児童数が増える見込みが立たないなど、施設を運営することが困難である旨の御理解を頂きましたので、令和3年3月31日をもって廃止とさせていただくものでございます。

なお、附則において、施行日を令和3年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第20号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の16ページから21ページを御覧願います。

この条例は、対馬市において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する上での基準を定めた条例でございますが、今回の改正は、その基準の一部を改正する内閣府令の公布に基づき、所要の改正を行うものでございます。

その内容でございますが、まず題名中、「特定地域型保育事業」の次に、「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加え、第4章、第5章とし、第3章の次に、「第4章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を加えるものでございます。

この特定子ども・子育て支援施設とは、認可外保育施設、預かり保育事業、子育て援助活動支援事業などを行う施設でございます。改正内容につきましては、子育て支援などの提供に係る記録、利用料などの受領及び領収書などの交付など、特定子ども・子育て支援施設などの運営に関する基準を、第53条の趣旨から第61条の記録の整備まで新たに加えております。

なお、附則において、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用することといたしております。

次に、議案第21号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は22ページを御覧願います。

この条例は、第8期介護保険事業計画の策定により、令和3年度から令和5年度までの向こう3か年の介護保険料につきまして、保険料の基準額を月額6,300円から6,400円に、年額で7万5,600円から7万6,800円に引き上げるものでございます。

保険料の算定に用いる所得段階区分は、対馬市では10区分とし、介護保険料を所得に応じた保険料とし、その変更する額は新旧対照表の22ページから24ページのとおりでございます。

引上げに当たっての主な要因は、保険給付費の見込みの増加によるものでございます。

なお、附則において、令和3年4月1日から施行し、経過措置として、令和2年度以前の保険料については、従前の例によることといたしております。

最後に、議案第22号、対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

新旧対照表の26ページを御覧願います。

この条例は、平成31年度介護保険報酬改定の際に、基準省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者の要件が、主任介護支援専門員に変更されましたが、管理者が主任介護支援専門員でない事業所が依然として4割程度存在する状況を踏まえ、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合に限り、介護支援専門員を管理者とすることができるとするただし書を加えるものでございます。

なお、附則において、施行日を令和3年4月1日からといたしております。

以上簡単ではございますが、議案第19号から議案第22号までの提案の理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 建設部長、伊賀敏治君。

○建設部長（伊賀 敏治君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第23号及び議案第24号の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第23号、対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

新旧対照表は27ページを御参照ください。

本議案の内容でございますが、令和2年11月25日に施行されました道路法の一部を改正する法律におきまして、自動運転を補助する市道の道路空間への整備として自動運行補助施設が新たに追記されたことから、本条例31条の交通安全施設に「自動運行補助施設」を追記するもの

でございます。

なお、附則といたしまして、施行日を令和3年4月1日としております。

次に、議案第24号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の29ページから33ページをお願いいたします。

本議案の改正内容でございますが、本条例第2条に規定しております占用料の額につきましては、道路法施行令第19条で規定する別表を準用して定めております。

今回、先ほど御説明いたしました自動運行補助施設が新たに追記されたことに加え、平成30年度の固定資産税評価替えの評価替え等を踏まえた道路法の改正が、令和2年4月1日に行われたことから、対馬市道路占用料の額を別表のとおり改正するものでございます。

個々の占用料の改正内容につきましては、新旧対照表の28ページから34ページを御参照ください。

なお、附則といたしまして、施行日を令和3年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分からいたします。

午前10時56分休憩

午前11時13分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

休憩前に説明がありました。これからその11件について質疑を行います。

まず、議案第14号及び議案第15号の総務部関係条例の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第16号の農林水産部関係条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第17号及び議案第18号の教育委員会関係条例の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第19号から議案第22号までの福祉保険部関係条例の4件について質疑はありませんか。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 1点だけ確認をお願いをしたいと思います。

議案第20号についてです。対照表で生の条文で部長から説明いただいたんですけど、生の条文、目を通してだけではなかなか分かりにくいところもあるわけですが、何か整理した、要約したような資料が作れるなら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） 今、手持ちの資料がございませんので、今度の委員会までに作成して、お手元にお届けさせていただきたいと思っております。

○議長（小川 廣康君） 5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） 今、部長のほうから委員会までに出していただくということですから、ぜひお願いしたいと思います。と、申しますのは、記録の保存とか、それから施設から小学校への記録の送付とか、子供の発達に関わること等、重要な要素がこの中には含まれていると思いますので、ぜひ施設関係の周知と、そしてまた私たちにもその辺りを分かりやすく、分かるような資料を出していただくことをお願いをして終わります。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第23号及び議案第24号の建設部関係条例の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております11件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。11件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから11件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第14号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、対馬市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 25 号

○議長（小川 廣康君） 日程第 19、議案第 25 号、第 2 次対馬市総合計画（後期計画）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第 25 号、第 2 次対馬市総合計画（後期計画）につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書 35 ページをお願いいたします。

本件は、対馬市市民基本条例第 15 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本後期計画は、前期 5 年間の進捗等について、市役所各担当課による自己評価や市民へのヒアリング、総合計画等審議会による評価を行うとともに、社会の動向等を踏まえた上で見直しを行いました。そのため、計画の中で記載しております対馬市の概要など基本的な事項につきましては、タブレットへの掲載を省略しておりますので、タブレットのページと計画書のページにずれが生じております。説明に当たりましては、ページ下の計画書ページにより説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、計画の主な見直しについて御説明いたします。

別冊資料の 3 ページをお願いいたします。

今回提案しております後期計画において、第 1 章、序論から参考情報まで基本的な構成につきましては変更しておりません。

次のページ、7 ページをお願いします。

計画の位置づけなどについてでございますが、今回新たな計画である SDG s 未来都市計画を加えるなど、一部内容を修正しております。

19 ページをお願いいたします。

前期における施策について、審議会における評価と見直しの方向性を記載しております。評価は、A から E までの 5 段階で評価いたしました。評価が高い施策は、継続、拡充または終了を基本に、評価項目が適切でない施策や評価が低い施策は、目標数値の見直し等を基本に行っております。

次の 20 ページをお願いいたします。

後期計画につきまして、継続する施策と改善強化する施策に区分いたしました。また、多くの

課題は様々な分野にまたがるが多いため、新たに分野横断的に優先して取り組むべく4つのテーマを設定し、分野ごとの部局を超えた連携施策に取り組むこととしております。新たな課題、施策につきましては、世界が取り組む持続可能な開発目標であるSDGsや、未来社会のコンセプトであるSociety 5.0、市民総活躍、リモートワーク、働き方改革などの視点を反映させております。

次のページ、21ページをお願いいたします。

本市の将来人口の見通しとして、社人研による人口推計と、昨年度策定しました長期人口ビジョンによる人口推計を記載しております。本計画におきましても、2025年の目標人口を総合戦略と同じ3万人としております。

次のページをお願いいたします。

対馬のあるべき姿として、ひとづくりにおける将来像は「若者でにぎわう希望の島」としておりましたが、若者だけでなく、子どもや大人も主役となる島づくりを目指すため、「みんなが主役になる希望の島」に見直しを行っております。

23から24ページをお願いいたします。

ビジョンの実現に向けた施策の全体像を記載しております。4つの挑戦において、優先的に取り組むべき課題と、その解決に向けた24の具体的な施策を記載しております。また、施策がSDGs 169のターゲットと合致するものにつきましては、17のゴールを右に記載しております。

31ページから38ページは、挑戦1のひとづくりについて記載しております。

34ページをお願いいたします。

対馬らしい働き方、生きがいの創出でございますが、女性が活躍する場づくりとして男女共同参画の推進を掲げ、市が委嘱する委員の女性割合を数値目標として追加いたしました。

挑戦2のなりわいづくりですが、39ページから46ページに記載をしております。

44ページをお願いいたします。

持続可能な流通体制の構築でございますが、島内の農林水産物取扱飲食店数の目標項目を対馬産ブランド魚の島内取扱店舗数に見直しをしております。

挑戦3のつながりづくりにつきましては、47から54ページに記載をしております。

52ページをお願いいたします。

福祉の充実と地域包括ケアシステムの構築でございますが、目標に、平成32年度までに対馬版地域包括ケアシステム本格稼働がございましたが、買い物支援を行っている地域の数に変更し、数値目標を設定いたしました。

挑戦4のふるさとづくりにつきましては、55ページから62ページに記載をしております。

５８ページをお願いいたします。

海洋資源の保護と豊かな里海づくりでございますが、目標項目のうち、資源管理のルール構築を藻場の保全、再生に取り組む集落組織数に見直しをしております。

次のページ、５９ページをお願いいたします。

ごみの削減とリサイクルの推進についてでございますが、日韓清掃事業の開催の事業見直しや、生ごみの分別協力世帯数の見直しを行いました。

次のページ、６０ページをお願いいたします。

再生可能エネルギーの推進につきましては、導入に向けた実証事業の件数を目標数値として新たに設定をしております。

６４ページをお願いいたします。

本市が直面する多くの課題は、有害鳥獣対策など様々な分野に関連しており、横断的な取組が必要となっております。後期計画では、それらの中から最優先に取り組む４つのテーマを記載しております。

１番目のテーマとして、ひとづくりでは、多様な主体が連携して、対馬人材を確保し育成するための仕組みを構築するとしております。

２番目のテーマ、なりわいづくりでは、地産地消の仕組みを構築するとしております。

つながりづくりでは、高齢化が進む中で、最適な交通手段を確保するための連携について。

ふるさとづくりでは、自然と暮らしが共存する有害鳥獣対策の連携について記載しております。

なお、６５ページから６８ページには、挑戦１から４までの各分野において関連する事業や数値目標など、詳細について再掲をいたしております。

７１ページには、この計画の実施主体と進行管理の方法について記載しており、最後の７２ページには、進捗の評価やその時期について記載しております。

また、後期計画では、新たに生活する中での満足度を評価するアンケートを実施することとしております。

以上、概略ではございますが、議案第２５号、第２次対馬市総合計画（後期計画）の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第26号

○議長（小川 廣康君） 日程第20、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、武末祥人君。

○しまづくり推進部長（武末 祥人君） ただいま議題となりました議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてにつきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書37ページをお願いいたします。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

38ページ、総合整備計画書（案）をごらんください。

今回提案しております美津島町の黒瀬辺地でございますが、新規の計画でございます。現在運行中の鶏鳴小学校及び雞知中学校のスクールバスは、平成9年3月に購入したもので既に23年を経過し、老朽化による故障が頻繁に発生するなど、運行に支障を来しております。よって、スクールバスを更新し、児童生徒の安全な通学環境を整え、地域間の教育環境格差の是正を図る計画でございます。

以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第27号

日程第22. 議案第28号

日程第23. 議案第29号

○議長（小川 廣康君） 日程第21、議案第27号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横浦地区）から日程第23、議案第29号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（比田勝港湾）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第27号及び議案第28号は、農林水産部所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。また、両議案は件名が同じで、同地区内に対象工区が2工区ございますので、一括して御説明させていただきます。

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第27号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横浦地区）でございますが、本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧豊玉町が事業主体で施工しました塩浜漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町横浦字見世浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、41ページの位置図にA工区として示している部分でございます。また、42ページと43ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、豊玉町横浦字見世浦86の9、86の11、98の13、98の14、98の29、98の48、98の55、98の58、98の60から98の63まで、及び536の11地先並びに88及び89の5に隣接する道路地先で、面積が1,992.38平方メートルの土地でございます。

次に、議案第28号でございますが、47ページの位置図にB工区として着色している部分でございます。また、48ページと49ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、豊玉町横浦字見世浦89の1、89の5、89の7、98の13、98の19、98の29、98の48、98の57、99の2、102の4、103の2、106の2、110の21、110の24、536の5及び536の11地先並びに88及び89の5に隣接する道路地先で、面積が1,886.76平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第27号及び議案第28号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案第29号、港湾区域内公有水面埋立てにつきまして、比田勝港湾の提案理由とその内容について御説明いたします。

議案書51ページをお願いいたします。

本件は、長崎県が事業主体で整備を進めております比田勝港地方創生改修工事に伴う公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋立ての必要性については、議案書54ページの埋立必要理由書のとおり、比田勝港は、対馬島の北の玄関口として、博多港からの国内定期航路や韓国人観光客の定期航路の発着所となっている一方、港内には上対馬町漁協本所が所在し、本市の基幹産業である漁業での水揚げ、出荷、流通の基地としての機能も有しており、現在まで順次整備されてきました。

しかしながら、本港の係留施設は、地元漁船の水揚げ場所や漁業機材などの積荷などに利用され、イカ、ヨコワ釣漁の最漁期になると、外来漁船の係留場所に大変支障を来しております。このことから、係留施設としての物揚場マイナス3.0メートルを整備し、外来漁船の安全確保や出漁作業の効率化を図る必要があります。埋立申請を出願するものであります。

埋立面積は、56ページから57ページの一般平面図及び求積平面図に着色している部分で、1,917.91平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから3件について一括して討論、採決を行います。

議案第27号及び議案第28号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横

浦地区) 及び議案第 29 号、港湾区域内公有水面の埋立てについて(比田勝港湾) の 3 件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

3 件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3 件は原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 30 号

○議長(小川 廣康君) 日程第 24、議案第 30 号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長(森山 忠昭君) ただいま議題となりました議案第 30 号、損害賠償の額の決定について、提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書の 59 ページをお願いいたします。

本案は、令和 2 年 9 月 7 日の早朝に接近しました台風第 10 号の暴風によって、小鹿漁村センターの屋根全体が被害者の所有する住宅に飛散し、甚大な損害を与えたため、その損害を賠償するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

まず初めに、屋根飛散の要因及び市が賠償する根拠につきまして御説明いたします。

小鹿地区内の台風 10 号による被災状況は、瓦の一部が飛散した建物が数件見受けられましたが、屋根全体が吹き上がり飛散した建物は、小鹿漁村センター 1 棟だけでした。なぜ屋根が飛散したのかその要因を解明するため、令和 3 年 1 月、専門家一級建築士に調査業務を委託しました。調査の結果、木造勾配屋根増設時において、建築基準法上の手続を経た形跡を確認できず、本来必要である建築基準法上の手続違反があったと考えられます。

次に、今回被災した直接の原因は、屋根ふき材が軽量であるにもかかわらず、軒桁とたるきの固定方法がくぎのみであり、台風 10 号の暴風による風圧力に対する十分な耐力を有してなかったことが要因であると考えられます。との見解を受けていることから、市の行政財産である小鹿漁村センターの設置、管理について瑕疵があり、当該建物が通常有すべき安全性が欠けていたため、強風に耐えられる強度がなかったと判断せざるを得ません。したがって、国家賠償法第 2 条に基づいて損害賠償義務を負うものであります。

次に、被害者住宅の被害状況調査と損害賠償額の算定については、正当な被害額を客観的に算

定する必要があるため、補償業務管理ができる補償コンサルタントに調査業務を委託しました。調査結果、被害状況としては、屋根、ひさし、建具の破損、柱の傾斜や隙間、天井雨漏り、内壁、基礎の亀裂等、受忍の範囲を超える損傷が確認されました。

損害賠償額は、総額3,764万5,760円です。内訳は、建物損害額で約3,291万円、建物の再築及び補修期間に発生する必要な経費の補償として約474万円です。建物損害額の内容は、再築費用、補修費用、解体費用、工作物費用となり、このうち再築費用には再築補償率63.9%を乗じて算定しております。

補償額の内容は、動産移転料、仮住居補償金、営業休止補償金、移転雑費となります。また、保険金の二重受け取りについては、市に瑕疵があり市が査定した賠償額全額を被害者に支払った場合、被害者方の保険会社は損害額については支払わないこととなりますと確認しておりますので、二重受け取りはありません。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） この案件は、たしか第3回議会、昨年12月ですか、提案されて取下げという結論を得ておったわけですが、何とまたこれが再び出てきてびっくりしております。この昨年9月の台風9号、10号、これはまだ市民にも記憶にずっと残っておるすごい台風でした。特にこの10号、今まで経験したことがないような台風だったということで、皆さん、島民びっくりしておったわけです。そして、このような台風が来るってということで、特に厳原なんかは伝統的にそうでしょうけども、皆さんがホテルに避難したりとか、もうすごくびっくりした台風です。まだ皆さんの記憶にも新しいと思いますが。そして、その受けた、いろいろな、台風10号、9号はすごく大きい台風でしたから、民家の建物とか屋根とかなんかが破損して飛んで、あちこちで大変な被害が出ておりました。

これは、一般的には自然災害ですから、自分が入っている保険で直す以外、方法ないわけです。でも、この案件はそれを国家賠償法で払うんだと、これは誰が見ても非常にびっくりするわけですが、この被害者も保険に入っておるわけですから、一般の人同様そこですべきじゃないかと思っています。

そして、国家賠償法ということであれば、市に瑕疵があるということです。そうすると、市民の税金、血税で前回と一緒のような金額3,764万5,760円、これを市民の税金で払うんですよ。こういうことがなかなか納得いかないんで、何点か質問させていただきます。

まず、大きく分けて2項目。第1項目は、被害の経緯について。2番目が、全員協議会の資料

に基づいて質疑をさせていただきます。よくメモってください。

第1項目は、被害の経緯について、これは5点。この小鹿漁民センターは、建設したのが昭和56年、そしてこの問題の屋根の工事をしたのが平成16年、もう既に16年を経過しております。

では、この5点ですが、まず1点目、9月3日の台風9号の大きさ、最大瞬間風速は幾らであったのか。その被害状況はどのくらいだったのか。

2点目が、同様に、9月7日台風10号、大きい台風です。これの最大瞬間風速は幾らだったのか。これの被害状況については資料を頂いていますので、報告は要りません。最大瞬間風速だけで結構です。

3点目、工事後16年たつわけですが、この間に改修工事なるものをしたことがあるか、ないか。

4点目、同様に、この近辺から建物について何かおかしいんだと、屋根ががたがたしよるとか、そういうふうなクレームはなかったのかという点です。

5点目、今回の台風10号について、気象庁は、先ほど申し上げましたように、今までに経験したことがないような台風だと、そういう発表をしたわけですが、市長はこの台風をどのような台風と認識をされていますか、という点です。

それと、大きい項目の2番目、全員協議会の資料について、これから質問を5点、しっかりメモってください。5点です。

まず、1点ですが、国家賠償法第2条には、設置管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体、公共団体というのは、当てはめるとこれは対馬市ですけども、公共団体はこれを賠償する責任があると明記をされておりますが、この瑕疵は誰が判断するのか。この瑕疵は誰が判断するのかということです。

そして、2点目です。これは1つの例でございますけれども、瑕疵についての定義でございます。これは、昭和45年の高知落石訴訟の判断では、次のように定義づけられております。瑕疵とは、通常有すべき安全性を欠いていること。つまり、普通の状態で何物なければ、瑕疵はないんだというふうなことでございます。これは、今後の法定の基本になっておりますので。市長が考えられるこの瑕疵の定義、瑕疵がこれなんだと、瑕疵の定義をどのように考えておられるのかということです。

それと3番目です。先ほど説明があったように、この全員協議会の資料の6ページに、先ほどございました屋根の軒先部分がくぎだけで接合されており飛んだんだという話です。これは、専門家の意見を聞いて判断をしたということですよ、3点目ですけど。じゃあ、この専門家の見解書、これについておりますが、この中に専門家が瑕疵だという文面は一つもない、専門家はこ

れが瑕疵だとうたっておれば、その検討は必要かもしれないが、瑕疵という文字が全くない。これが瑕疵と言えるのかということです。

そして、4点目ですけども、市が、仮に瑕疵があったときには、これは市町村全国で総合の保険に入っております。賠償責任補償に入っているわけです、瑕疵であれば。そうすると保険の会社が払う、当たり前です、保険に入っとるんだから。高いお金を出して毎年毎年更新しておるようでございます。瑕疵であれば、この保険者に払ってもらわなきゃいけない、なぜ保険者が払おうとしないのかという点です。しっかりメモってください。

5点目ですけども、今まで今回で2回目の説明聞くわけですが、言葉とかこういう写真ではなかなか状況が把握できない。確かにくぎが外れたというのも、どうして外れたのか理解しがたい。

日本はいい国で、建物を建てるときには建築基準法というのがあります。これに、通常耐え得るだけの耐力を有しなければならないとあるわけです。特に、対馬については、基準風速これがほかのところより高いですけども、基準風速は34メートルの風速が設定をしてあるわけです。その数値から現状の施工を数値的に導き出すのは、それはごく簡単、そのような明快にできるデータの作成ができなかったのか。法的な建物基準はどうなっておるのかということです。

先にそれを聞いて、また質問いたします。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 小宮議員の大きな第1点目の質問にお答えいたします。

まず、台風9号の最大瞬間風速、最大風速ですか、幾らだったのかということで、9号は最大風速24.9メートル、最大瞬間風速44.8メートルを鰯浦の観測所で記録しております。

2点目の被害状況は、小鹿地区に出向きまして、瓦が数枚飛散していた状況は確認しております。ただ、屋根につきましては、上ることができませんでしたので、下からの目視でしており、どういう状態だったのかは、はっきりとわかりません。

次に、台風10号の最大瞬間風速でございますが、台風10号は最大瞬間風速48.9メートルを記録しております。

3番目の、平成16年に屋根を増設し16年経過しているが、その間の工事があったかということですが、その間は改修工事等はないと聞いております。

4番目の、設置後の16年間に地域の方から、屋根で不具合等の情報がなかったかということですが、それにつきましても、今のところ私のほうにもそういった情報はありませんし、前任者の方に聞きましても、そういった情報はなかったと確認はしております。

5番目が。（「これは市長の見解です」と呼ぶ者あり）そうですね、すみません。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） この台風9号をどのように認識しているかと。

○議員（12番 小宮 教義君） 台風10号です。

○市長（比田勝尚喜君） 10号ですか、まあ9号も10号も含めてで結構でございますけども、確かに台風9号が対馬に来て、約1週間後ぐらいだったと思います、10号が対馬に襲来したのは。本来は、まだまだ大きな台風が襲来するものということで、市民の皆様もその対策等をされていたかと思いますが、途中で台風9号の関係で海水温が若干下がったというようなことから、当初気象庁が予測をしていた風速よりも若干下がった状態で、対馬のほうに襲来したのではないかというふうに、私自身今思っております。

そしてまた、その被害状況につきましては、やはり皆さんが大変大きな台風が来るというようなことで、いろいろと対策準備をされていたというようなことから、台風9号みたいには被害が発生しなかったということで、このことについては大変よかったなというように思っております。

それから、この台風9号、10号による先ほどの被害が出ました小鹿地区については、先ほど担当部長のほうからも説明がありましたように、地域の瓦が数枚は飛散したということは、確認をされていたということでありますけども、この屋根自体が飛んだ施設としましては、この小鹿の漁村センターだけであったというようなことで、確認をしているところでございます。

以上です。

○議員（12番 小宮 教義君） 全協の分の1から5までの答弁を。

○議長（小川 廣康君） ちょっと待ってください。答弁を求めます。上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 全協の分の瑕疵は誰が判断するのかということでございますが、瑕疵につきましては屋根が飛んだということで、屋根の構造、そういったものが……、失礼いたしました。

○議員（12番 小宮 教義君） 瑕疵は誰が判断をしたかということです。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 物的状況等で屋根のコロニアルが飛んでいたものですから、その状況とそれから小鹿地区内の状況は、漁村センターだけが大きな被害を被っておりますので、その小鹿漁村センターの屋根が飛んで相手に被害を与えたということが、その瑕疵になってくるというふうに判断しております。

○議員（12番 小宮 教義君） じゃあ瑕疵は誰が判断したんですか、市で独自に判断したんですか。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 専門家の意見も聞きながら、判断をしております。

○議員（12番 小宮 教義君） 市が判断したんですね。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） はい、市が判断しております。

瑕疵の定義で、議員さんがおっしゃられますように「通常有すべき安全性が欠いていた」というのが瑕疵に当たるかと思いますが、今回の場合は、台風9号によりまして瓦の飛散がっております。そのときに職員がちゃんと確認しておれば、その9号で屋根がどのような状況になっていたのか、その確認ができておれば、そしてそれに対する対策を講じておれば、このような大きな被害も受けてなかったのではないかと考えております。

○議員（12番 小宮 教義君） では、あれあの。

○議長（小川 廣康君） ちょっとすいません。挙手して質問していただけますか。

○議員（12番 小宮 教義君） 3回しかできんのなら言ってください。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） それと、くぎだけ飛んだ。これが瑕疵と言えるのかということですが、確かに一級建築士さんの見解書には瑕疵という言葉は入っておりませんが、9ページに「軒桁とたるきの固定方法がくぎのみであり、台風10号の暴風による風圧力に対する十分な耐力を有してなかったことが要因であると考えられます」という言葉があります。

この、くぎだけじゃなくて、固定金具等を一緒に設置して施工しておれば、十分な耐力が得られたということで、くぎだけの施工ではこういうことが起こり得るという見解でございます。

4点目の総合保険、なぜ支払いができないのかということですが、市といたしまして何度も保険会社と交渉をしております。ただ、保険会社が言うには、議員さんがおっしゃられるように、一方的に自然災害だとその判断で保険は出ませんという回答を頂いております。他人に危害を及ぼす危険性がある状態とは言えないと。

ただ、私たちからしますと、この屋根の部分につきましては、管理上の至らないところも出てくるかと思います。台風9号から10号にかけて、屋根がどのような状態になっていたか、その確認もしてなかったものですから、もしかすると、その9号のときに屋根が少し動いていたのか、そういうことも考えられます。ただ、それを申し上げても、保険会社のほうは、通常の台風で保険は出ないという一方的なことで回答を受けております。

○議員（12番 小宮 教義君） 5点目を。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 基準が34メートルというのは、私たちも一級建築士さんにお聞きしております。ただ、今回の台風は最大風速が29メートルでした。それで飛んだということは、何かしら、この屋根に欠陥があったのではないかというふうに考えております。ただ、当時施工したときには、建築基準法の確認申請を行っておりませんので、その構造が果たしてよかったのか、そういうのは計算はしておりませんので、よく分かりません。

以上でございます。

○議員（12番 小宮 教義君） 議長。

○議長（小川 廣康君） 小宮議員、ちょっとすいません。時間が経過しましたが、これ総務の

ほうに慎重に審査してもらうために付託を考えておりますが、まだ時間がかかりますか。

○議員（１２番 小宮 教義君） かかります。

○議長（小川 廣康君） かかれば、休憩を挟みたいと。

○議員（１２番 小宮 教義君） あと１０分ぐらいで終わるでしょう。

○議長（小川 廣康君） はい、どうぞ。

○議員（１２番 小宮 教義君） いいですか、休憩なしで。

○議長（小川 廣康君） １２番、小宮教義君。

○議員（１２番 小宮 教義君） まず、第１点目、第２点目、最大瞬間風速が９は４４．８、そして１０号が４８．９と非常に値に近い台風です。そして、台風９号が来たときに見に行ったんだけど、周りの瓦飛んどったよと。しかし、本来のこの漁村センターの屋根はどうもなかったわけですね。この台風９号、瞬間風速４４．８メートルのときには周りの建物の瓦は飛んだけど、どうもなかったということです。

そして台風１０号は瞬間風速４８．９メートルです。これは非常に分かりにくいから数字にすると４４．８メートルちゅうのは、重さにすると約１００キロあります。そして４８．９ちゅうのは１２０キロあります。第９号のときに、どうもなかったんだと、でも少しか変わらんのに、次のときは屋根が飛んだんです。というのは、何か別の要因があってその屋根が飛んだんです。地形を見えますと、あの辺の地形は複雑です。家の前に山があってその返りのいろんな複雑な要因で、９号はもっと強い風が発生して屋根が飛んだと考えられます。

いいですか、過去に台風がたくさん来ております。この資料をお渡ししてましたけど、今までに平成１６年の後に台風は１５回来ています。そして、先ほどの基準風速３４メートル、最大とは若干違うかもしれませんが、今まで大きい台風が６回、平成１７年には最大瞬間風速３６．１メートル、そして１８年に３５．４、そして一番大きいのが、平成２８年７月に３９．２メートルという最大瞬間風速で５回来ております。それでも、今まではどうもなかったんだから、こんな大きいのが来てもです。だから、これは特別な力が働いて、大きい荷重が発生したと考えるのが普通だと思いますけど、どうでしょうか。それと、工事後は改修工事もなかったんだと。そして、屋根の異常もこの間には何も周りからなかったんだということは、それは間違いないですね。過去においてですね。

この全員協議会の資料からの分ですけれども、この第１番目の損害賠償の責任は誰にあるのか、この瑕疵は誰が判断したかと言うと、市が判断をしたちゅうことです。そういう能力があるんですか、専門家でもないのに。この弁護士のこの資料から言うと、弁護士は専門家のほうに話を聞いてくださいと。専門家は先ほど言われたように、この９ページには、台風１０号の暴風による風圧力です。だから、すごい力が働いて屋根が飛んだ、その原因を見解書で上げとるだけで

あって、瑕疵については一言も上がってないんです。そういう状態の中で、どうして市が瑕疵の判断ができるんですか。これは暴風による風圧力による調査です。これは瑕疵じゃあないんです。飛んだ要因を探るための報告書です。それを市が瑕疵と認めたんです。その辺をもう一回お願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）待ってください。3回しかできませんから。

それと5番目ですけども、この言葉とか写真じゃ分からないんだから、建物の基準というのは既に決まっておるんだから、それを数値的にできないかと、できないということなんでしょうけども。事前に私がその分のやつを資料渡していたと思います。その前にすいません。この瑕疵の、すいません、前後して申し訳ない。

先ほどの瑕疵については、昭和45年の判例どおり「瑕疵とは通常有すべき安全性を欠いている」とこれを瑕疵として判断しているんですね。今までの法律でうたった分ですから、それが瑕疵ですよ。分かりました。それで、資料に戻りますけども、この資料で数値的にあの屋根が何で飛んだのかというよりも、建物の安全性を欠いているのか、欠いてないのかです。だから、建物の安全性、今まで基準風速が34メートルだと、それが吹いたときに、建物が安全であれば瑕疵にはならないです。安全であるんだから、なければ瑕疵になります。

この資料1を見ていただきたいと思うんですが、風というのはこのような形で流れます。屋根を吹き上げるやつと下から上がるやつです。これが基準なんです。そしてこの基準に基づいて計算をするんですけども、ただ、今回は建物も何もないんです。なかなか分からない。

それで、その建物の形状を私なりに調べてみたんですが、この資料の6、ここに以前の建物の屋根が写っています。この屋根からすると、軒の出というのは45センチからよう出ても60センチぐらいなんです、この写真からするとですね。それと同様に8ページに破散した分の写真があります。これから判断しても、軒の出はやっぱり最大50センチです。まず、これを基準に計算をしていくんですが、そうすると、この資料の3の2、これがもっともだと思いますんで、これを計算すると、くぎ1本の保有力が0.68キロニュートンなんです。そして、これに係る風力を計算すると0.462キロニュートンなんです。

ということは、くぎ1本で基準風速は満たしておるんです。ということは、建物には瑕疵がないんです。これが逆であれば、瑕疵があるかもしれない。この屋根の長さについては、航空写真もありますんで、それからも出してあります。これはページ7にも数値を入れてますけども、最大でこれだけ。計算してみると、このようにくぎ1本の保有力でもつんだと。通常の安全性は確保されているんです。だから瑕疵じゃないんです。それが1つとですね。

○議長（小川 廣康君） ちょっとすいません、発言の途中ですけど、ちょっとお座りください。

小宮議員にお願いしたいんですが、会議規則第55条の第3項で質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。質疑にとどめなさいということでございます。

今のそのやり取りを聞いておりますと、そういう部分がちょっと入っているようにございますが、一般質問の通告もされております。そして、またこれ委員会に付託を予定しておりますが、討論等で、自分の意見等を述べていただくわけにはいかないでしょうか。

○議員（１２番 小宮 教義君） いいですか。

○議長（小川 廣康君） １２番、小宮教義君。

○議員（１２番 小宮 教義君） 確かに付託されておるんですけども、これを機会に皆さんがどういうものの状態であって、安全性がどう確保されておるのかちゅうことは、皆さんに分かってもらったほうが審議もしやすいじゃないですか、委員会のほうも。

○議長（小川 廣康君） だから、一応会議規則、質疑にとどめていただければと思います。

○議員（１２番 小宮 教義君） はい、分かりました。

○議長（小川 廣康君） 意見は述べることを遠慮していただきたい。

○議員（１２番 小宮 教義君） さっきのその風力の関係とさっきの部分、ちょっとお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小宮議員が、建築一級を取得されてある専門家であるということは、私自身も認識しております。そういう中での、この風力計算をしていただいているということでありまして。それで、ただ、ここの場合が対馬での設計風速は最大風速、まあ１０分間の平均風速になろうかと思えますけども、これが３４メートルということでありまして、ただ、この台風１０号のときに、実際にこの小鹿地区ではどんだけの風が吹いたということが、この付近には風力計とかそういうのがありませんでしたので、実際、この地域での風速は分かりかねます。

ただし、先ほどから瑕疵の関係でいろいろと質問も頂いているところでございますけども、確かに事実は屋根は飛んだということで、何らかのこの設計の力以上がここに作用をした関係で、この屋根が飛んだということは推測されます。そういう中で、民法の７１７条に工作物の責任という条項がございますけども、私たちもいろいろと調べているうちに、例えば大きな地震とか台風等で、そこら付近の屋根が大方が飛んだというような自然災害であれば、それは不可抗力でその所有者のほうの責任は免れるという条項が書いてあります。

そういうことで、私たちも実は、ほかには全くそのような事故がない中で、この小鹿の漁村センターの屋根だけが飛んだということは、市としてこれを黙っておくわけにはいけないということで、まして市民の方が泣き寝入りさせるようなことにあつては、私はならないというふうに判断しております。

そこで、私といたしましても議員の皆様の御判断を仰ぐべく、このようなことで、今回、損害賠償の議案を提出をさせていただいたということでありまして、御理解をお願いしたいという

ふうに思っております。

それと、その先ほどのくぎ1本のところですけども、部長のほうも答弁いたしましたように、ここでは木造の場合は、たるきと軒桁を専用の固定金具などを用いて、固定する方法が一般的であるということも、ここに記載されておりますし、これが今回がくぎのみで飛散したということで、それが十分な耐力を有してなかったというふうに判断されることが、要因ではなかったかということが記載されております。そういうことで、対馬市のほうといたしましては、これは何らかのここに瑕疵があったというふうな判断であります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 先ほど、市長のほうからも答えていただきましたが、瑕疵につきましては……。

○議員（12番 小宮 教義君） いいですよ。いい。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） いいですか、すみません。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 今、市長いろいろと話していただきましたが、想定外の風が吹いたということですかね。基準法では満たされとるんだけど、想定外の風が吹いたんだから飛んだということですかね。想定外の風が吹くということは、この、それでも保険がなぜ適用できないかということなんですけど、ここに総合保険の手引があります。この108ページ、渡していると思いますが、想定外だから自然災害なんです。想定内であれば、先ほどのくぎ1本の耐力で十分もつんです。

市長が言われるように、あの地域は複雑なんです。それで、想定外の力が働いたから飛んだんです、市長の言われるとおりです。それでなぜその保険会社がしないかというと、この108ページにあります、台風による被害、被保険者が管理する建物などが破散し第三者に被害を与えた場合、基本的には不可抗力であり賠償責任は発生しないと。自然現象のタイプの事故ではそのような危険を予測はできないんだと、それ当たり前です。

国家賠償法についても書いてあり、国家賠償法という営造物の設置・管理の瑕疵とは、先ほど言った安全が欠いているだけであるんだと。しかしながら、違う場合もあるんだと。例えば、屋根瓦が以前から割れておったりとか、外れる状態で放置すると非常に危ない場合、これはこの保険の対象になりますよということなんです。だから、市長が言われるように、想定外の風が吹くんです。複雑な要因が絡まるんです。基準法は満たしておるんだから、これは瑕疵には当たらないんです。

それと、市長はこの現地にすぐ行かれたようになっていきます。記録によると2時30分に市長

は現地に行つとられます。視察をし、まずお詫びをしています。申し訳なかったんだということで。その後、相手方の意向に沿った対応を指示したということです。相手方の意向、これはあなたのことは何でも聞きますよという意向に沿った対応を指示し、そして今後の対応として、市長からの指示に従い、意向に沿った対応を行っていきますというふうな内容の報告書があります。この中で意向に沿ったというのは、どのような話をされたんですか。私は、市長だから何でもできるんだという話をされたんじゃないんですか。さきの瑕疵の問題で、この建築基準法的に安全であれば、瑕疵はないと私は理解してるんだけど、その辺も含めて。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 確かに、この台風10号で小鹿漁村センターの屋根が飛散して、隣の住宅を壊したという一報が入りましたので、私は、本当に慌ててすぐ現地を訪れました。その中でちょうど私が現地についた頃は、もうかなり片づけはされていましたが、ただただ、まだまだ本当に生々しい現場でありました。そういう中で、一生懸命に後片づけをされている被害者の関係者の皆様、この方たちに本当に申し訳がないということで頭が下がる思いでありました。

そこで、何といっても加害者ですから、その漁村センターは対馬市の財産でありますので、こちらが加害者でありますので、ここについては、何らかの対策等を行いますというような、お話はさせていただいたという記憶がございます。

以上でございます。

○議員（12番 小宮 教義君） 建築基準法でこれが満たされておれば、瑕疵があるのかないのかということ、大事なポイントです。

○市長（比田勝尚喜君） 建築基準法で満たされていた場合でも、後々老朽化をして管理が不足していた場合は、瑕疵があるというような判断もできるケースがあると、私は考えております。

○議長（小川 廣康君） もう最後です。もう終わります。いいですかね。

○議員（12番 小宮 教義君） 最後にします。

○議長（小川 廣康君） まだ指名してないんですけど、もう3回済みしましたので。

あとは、一般質問の通告もその関連でしてありますし、そしてもし納得できなければ、委員長報告に対する討論等でも、自分の意見をおっしゃっていただければなと思っております。

○議員（12番 小宮 教義君） できれば、委員会で詳しく説明もできますんで。招集かけていただければ、事細かく説明します。

○議長（小川 廣康君） これで質疑を（「あります」と呼ぶ者あり）あります。じゃあ休憩後にしましょうかね、そしたら。ちょっと待ってください。まだ指名していません。ちょっと切りがございませんので、この案件は、続行しますか。

○議員（12番 小宮 教義君） 休憩、まだようけあるから。

○議長（小川 廣康君） 休憩しましょう。切りがないですけど。（「休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

一応、先ほど言いましたように、総務文教常任委員会に付託しております。ですから、また委員長報告に対するいろんな質疑ができると思いますが、まだあるようでございますので、ここで途中ですが、暫時休憩をします。再開を1時30分からといたします。

午後0時36分休憩

午後1時27分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

休憩前に引き続き議案第30号、損害賠償の額の決定についてを議題とし、質疑を続行したいと思いますが、その前に私のほうからひとつお願いをしておきたいと思います。

小宮議員の質問中に申し上げましたが、会議規則等55条第3項によつては、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定をされております。そういうことで、今後におきましては、会議規則にのっとり意見等がある場合は、一般質問あるいは、採決の前に行われます討論等において対応していただきますように、議事進行に御協力をお願いをしておきたいと思ひます。

質疑を続行します。5番、小島徳重君。

○議員（5番 小島 徳重君） はい、議長の指導のとおり、指示のとおり、質疑をさせていただきます。

午前中のことと関連、もちろんあるわけですけど、この事案については、12月の定例会、それから1月25日の全員協議会でもいろいろ議論があったところなんですけども、専門的そしてまた法解釈上のことが伴うことなので、やはり誰もがよく分かるように、説明とかあるいは資料とかを提示いただきたいという、そういう視点でちょっと確認をしたいと思ひます。

まず1点目は、これは建築基準法上といいますか、建物のいわゆる技能的というか技術的なことに関連していることは、小宮議員が専門的な立場から詳しく言われたんですけども、このことについては資料が、いわゆる見解書という形で、1者、1名の方、いわゆる一級建築士の方の見解が出ているわけですけども、こういう微妙な事案といいますか、大変難しい事案だと思うんで、これについては複数の意見を求めるような考えは、市としては当初からなかったかどうかということですね、そのことをまず1点確認をしたいと。

それから、2点目は、いわゆるこの前これは全協のときにお尋ねをしたんですけども、いわゆる市町村の総合補償の保険の件で私お尋ねしたんですけども、市長名で尋ねたことに対して、損保会社が福岡支店のサービス課の課長代理の、いわゆる課長名の押印は私印だったんですよね、

私印だった。それで、このことについては、やはり公的な組織としての、いわゆる議論された上で回答されたのかどうかの確認をしてくださईというをお願いしとったんですが、そのことについての確認は再度されたのかどうか、ということですね。

それから、そのことと併せて、最初申し上げましたように、かなり専門的そしてまた法解釈上の難しい場面がありますので、市長は、この前の全員協議会の折に、こういう事案、今後も予想されることがあるということで、市としても、こういうような災害等に対しての市の責任の在り方等については、いわゆる調査の委員会なり、あるいは検討委員会みたいなとか審査の委員会とかいう、そういう組織を立ち上げて、審査したり検討したりして、いわゆる市の責任の在り方を検討したほうがいいなというような所感を述べられました。

今回の事案についても、これだけこの前の全協でもかなり時間がかかりましたし、今日もまた質疑があったんですけど、そういうことですから、この事案についても今も再提案がされたんですけども、それで総務文教委員会に付託されるんですけども、そういうような、この事案からそういう考え方を取り入れて、そして慎重を期して、市の責任の在り方とか、それから被害を受けたと言われる方への明確な補償の在り方を検討する気持ちはないのかどうか、その3点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目のこの見解書に関して、複数以上の意見が必要ではないかということでございますけども、確かにそのとおりでというふうに思いますが、ただ、今回の場合は、被害に遭われてから、その住んである方がもう家も扱われなくて、大変困ってあるんですね。そういうことでありまして、市といたしましても、できる限り早い段階に議会の同意を経て、このような損害賠償をしたいというような思いがありまして、今回はちょっとまず1者だけ取らしていただいたというのが実情であります。

それとまた、2点目の損保のほうの印鑑といいますか、文書の関係はまた全協の後、振興部のほうにも指示をいたしまして、今、その協議を連絡は取っているということでありますので、これはまた後で、部長のほうから答弁させていただきたいと思います。

それと3点目の、今、この気候変動等が激しくて、このような台風等がだんだん大きくなって、被害等が発生するおそれが多くなると予測されるというようなことで、今後は、このようなまず庁内の損害賠償委員会のほうに専門的な方も入っていただいて、そのような検討委員会を立ち上げたいという思いで、今も指示をいたしまして、検討を今後、重ねていこうということにしているところであります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 小島議員の２点目の損保会社のほうにつきまして、正式な回答書を頂けないかということで、今現在、市長名をもちまして、福岡支店のほうに文書を出しております。早急に公式な文書をもって回答書を出していただくように依頼をしております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） ５番、小島徳重君。

○議員（５番 小島 徳重君） まず１点目のところについても当然やっぱり私ね、こういう事案ですから複数の意見を求めておけば、こういうふうなことにしても、すんなり判断が私どもがしやすかったんじゃないかという感想を持っています。

それから２点目の、やっぱり損保会社とのやり取り、これは今、流れとしては、市には、瑕疵があったんだという市の立場ですからね。そうすると後は損保会社とのやり取りになりますので、早急に資料はそろえていただいて、あれから１月２５日から、１か月ですよ。だから、当然ここに資料そろえて、本会議に出すべきだったと思いますけどもね、その辺りは、十分心していただきたいなというふうに思います。

それから、市長、その判断を被害を受けている方が困窮してあるといいますか、生活上、不便を被ってあるしということで気持ちは分かるんですけど、やっぱり、そのことと行政の判断というものの兼ね合いは、これから先、やっぱり十分考えなきゃいけないんじゃないかなということ考えています。

一応、私は、この前の全員協議会の場合は、市民の方は分かっているからです。その辺りのことで、全員協議会の資料が全部生きているものと知って、今日も質疑がありましたけども、したんですが、その辺りも資料の提示、最初にやっぱり全員協議会のときの資料は、そのまま生きていますよとか、付け加えをしますよとかいうことを最初にやっぱり話していただきたいと。１回目の１２月議会のときの資料もそのまま生きているのか、その辺りもやっぱり明確にしていきたいなというふうに要望して、私は終わります。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託をいたします。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

１１番、波田政和君。付託に対しての意見ですか。

○議員（１１番 波田 政和君） 議長から許可が頂けるなら、議事進行について発言したいので

すが、許可いただけますか。

○議長（小川 廣康君） はい、どうぞ。１１番、波田政和君。

○議員（１１番 波田 政和君） 早速、ありがとうございます。先ほどから、総務に付託をするという話が何回か出ておりますが、先ほどから分かりやすく説明もあっていると思うんですが、私なりに非常にこれは重大な問題だと認識しております。そこで、常任委員会だけの審査で、案件を進めるには無責任過ぎると私は考えますが、議会の主催者である議長のまず見解を教えてください。それでいいか悪いか。

○議長（小川 廣康君） 付託することに——それでは今、波田議員のほうから所管の委員会に付託する案件につきまして、異議がありましたので、皆様方にお諮りをしたいと思いますが、それと続きでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

皆様にお諮りしたいと思います。

○議員（１１番 波田 政和君） いや、私は議長の見解を尋ねただけですよ。

○議長（小川 廣康君） 私はやはり、その所管の委員会で肅々と真剣に審査をして最終日に結論を出したいという気持ちはございますけどね。

ですから、委員会付託に対する異議が今、波田議員のほうから唱えられましたので、この件について、委員会付託をすることについて同意を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。ですから、今、異議が出ましたので、私は、所管の委員会で慎重に審査していただき、最終日に委員長報告によって皆様方の判断を仰ぎたいという考えでございます。それに対する今、波田議員のほうから、全体で委員会付託に対する異議が出ましたので、ここで皆様方の意向を仰ぎたいと思います。よろしいですか。

○議員（１１番 波田 政和君） 私がお願いしたいのは、重要案件と捉えるならば、やっぱり資料も少ない中で、後世にいろんな形で残したくないから、もう少し、議長として、専門家の委員会でも立ち上げて、これをやるべきであると答えてほしかったんですが、今は、議長は委員会で調査されるのが、自分はそう思うておるということでございますので、それはそれとして皆さんにお諮りしてくれと言ったわけではございませんから、だから、議長がそうしますと言えば、口述どおりなんでしょうから、それはそれでいいんですよ。それを確かめただけでございますから。よろしいですか。

○議長（小川 廣康君） はい、分かりました。それでは、先ほど言いましたように、この案件につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託したいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第２５．議案第３１号

○議長（小川 廣康君） 日程第25、議案第31号、権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、波田安德君。

○中対馬振興部長（波田 安德君） ただいま議題となりました議案第31号、権利の放棄について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の61ページから62ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、債権の請求権利を放棄することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

内容について御説明いたします。

放棄する権利の内容は、合併前の峰町農林漁業振興資金貸付基金条例に基づき、平成7年3月3日に貸し付けた基金の未返還額の請求権でございます。この基金は、峰町が奨励する作物を栽培する経営者に対し、貸付けを行い、経済的自立を助長し、生活の安定に資することを目的として設置されたものでございます。権利を放棄する金額でございますが、貸付金残高25万円と利息及び延滞金でございます。

次に、放棄する権利の相手方でございますが、債務者が平成12年に亡くなれておりますので、峰町在住の相続人3名と愛知県在住の1名及び峰町在住の連帯保証人2名でございます。

放棄の理由といたしましては、改正前の民法167条第1項の規定により、消滅時効の10年間の経過していることが主な理由でございます。平成20年7月時点で債務者宅を訪問した際の生活状況から、債権回収は困難と判断し、定期的に訪問し、債務者の生活状況を確認しながら、生活状況の改善を期待し、債権回収に努めてまいりましたが、改善が見られなかったため、時効が完成したものでございます。時効完成後も1度自宅を訪問し、生活状況の改善が見られないこと、改善の期待が持てないことを再確認しております。

また、債務者と連帯保証人に承諾を得て、過去10年間の所得調査を実施いたしましたが、両者とも低所得のため、日々の生活で精いっぱいであり、支払能力がないと判断いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、所管の産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26. 諮問第1号

○議長（小川 廣康君） 日程第26、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります平山年春氏の任期が、本年6月30日をもって満了となりますので、後任として平山順寿氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。

平山順寿氏は、美津島町にお住まいで、僧侶として職務に就く傍ら、平成10年より身近な話し相手として、悩みに寄り添う電話相談のボランティア活動続けるなど、人権に関する問題解消等に熱意をお持ちです。

令和元年12月からは、民生委員、児童委員として地域福祉の向上に御活躍いただいております、広く社会の実情に精通され、人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい人材でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は平山順寿氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） はい、異議なしと認めます。本件は平山順寿氏を適任とすることに決定をいたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時50分散会
